規約類

井の口区規約

公民館使用管理規定

井の口区

令和 8 年 3 月作成

井の口区規約

第1章　総　　則

（名称及び事務所の所在）

第1条　　本区は、井の口区と称し事務所を大野城市大城1丁目25番1号、井の口公民館に置く。

（目　　的）

第2条　　本区は、区民の親和を助長し、生活向上、福祉の増進を図り、明るく住みよい生活環境をつくり、自主的で活発なる公民館活動により、区・東地区コミュニティ及び市の発展に寄与することを目的とする。

（事　　業）

第3条　　本区は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 区民の親和助長に関すること。
2. 区民の環境美化、生活向上に関すること。
3. 区民の福祉に関すること。
4. 公民館活動（サークル活動含む）に関すること。
5. その他必要と認められる事業。

（公告及び広報）

第4条　　本区の公告及び広報は、掲示板への掲示、または回覧等により行う。

（構　　成）

第5条　　本区は、区住民（井の口区に居住する各世帯の代表者）で組織し組制を設ける。但し、組戸数の変化により、組数の増減をすることが出来る。

（区住民の権利と義務）

第6条　　区住民は、本区の運営委員となり、役員を選出し、公民館活動等についての報告を求め、又意見を述べることが出来る。

2. 区住民は、本区の業務運営委員によって生じる利益は平等に受けることが出来る。
3. 各世帯は、各種行事に努めて参加協力するものとする。
4. 各世帯は、所定の区費を納入（当月15日以内に入居の場合は全額、16日以降入居の場合は、免除）しなければならない。但し、役員が認めた場合は、減免することができる。
5. 新しく本区の住民となった時は、所定の入会金を納入しなければならない。
6. 月の途中で区を転居した場合既納の区費等は、返還しない。

第　2　章　組　　織

（組　　織）

第7条　　本区の区及び公民館の組織を別表1のように定める。

2. 組織は、役員会に諮り、常に時代に適合するよう維持すると共に区民に、周知徹底し、次期総会の承認を得るものとする。

（役　員　等）

第8条　　本区の組織に役員等を配置し、任務、定員及び選出方法等は次表のとおり。

1.区長（館長）、 副区長、会計、（事務員）

職名（定員）	任　　務	任期	選出方法
区長兼 公民館長 （ 1 ）	区の代表として、市長より行政区長としての委嘱を受け、区の総ての業務を統括し併せて、公民館長の職を兼ねる。	2年 再任は妨げない。	審議評議員は、区長選考委員となり、区民の中から候補者を厳選し（副区長、会計は現区長及び次期候補者の意向を入れ）役員会に諮り、総会の承認を得る。
副区長 兼副館長 （ 1 ）	区長（館長）を補佐し、公民館の運営管理及び公民館事業の指導助言並びにその他必要な事務を行う。区長に事故等があった場合、区長(館長)を代行する。	1年 再任は 妨げない。	
会計 （ 1 ）	区費等の収支、その他事務、経理業務全般に関すること。		
事務員 （ 1 ）	事務全般に関すること。		

2.審議評議員、相談役、監査役

審議 評議委員 （必要数）	区長の諮問事項を審議して、速やかに答申する。尚、区長改選時には、区長選考委員となり役員選考にあたる。	諮問から 答申まで	役員会に諮り、区民の中から区長名で任命する。（相談役、監査役については、総会で承認を得る。）
相　談　役 （若干名）	運営に関し、必要な場合区長が任命し、会議出席時には、すべての権限を有する。	2年 再任は 妨げない。	
監　査　役 （ 2 ）	予算及び業務の執行状況、決算の監査を実施し、総会でその結果を報告する。		

3.公民館各専門部長、各隣組長(部員兼務)

<table>
<tr><th colspan="2">職　名</th><th>任　　務</th><th>任　期</th><th>選出方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">各隣組長兼
公民館各部員</td><td>隣組の代表として区長を補佐し、区費等の徴収業務を実施する。公民館活動運営員として、(食改善部、シニアクラブ、子ども育成部を除く)各部に配置される。委員として積極的に協力する。</td><td>1 年
再任可</td><td>各部に配置された各部員(隣組長)の互選</td></tr>
<tr><td rowspan="7">公民館各専門部</td><td>体育部長</td><td rowspan="2">区行事、東コミ各行事に自主的に協力する。又、正副部長は東コミ運営委員として、各種会議に出席し、意見をのべ、総ての権限を有する。</td><td rowspan="4">1 年
再任可</td><td rowspan="4">隣組長又は、区民の中から区長が推薦する。</td></tr>
<tr><td>文化部長</td></tr>
<tr><td>女性部長</td><td rowspan="2">区各行事に自主的に協力する。
又、文庫部はすこやか文庫を担当する。</td></tr>
<tr><td>文庫部長</td></tr>
<tr><td>福祉部長</td><td>福祉部は区民の福祉推進を図るため、地域福祉活動の推進に努める。又東コミ運営委員として各種会議に出席する。</td><td rowspan="3">内部規定による。</td><td rowspan="3">各部の内部規定により選出する。</td></tr>
<tr><td>子ども
育成部長</td><td>井の口子ども会に対する諸行事の実施等区、東コミ各種行事への参加協力するものとする。</td></tr>
<tr><td>食改善部長
シニアクラブ
部長</td><td>区長が必要と認め、要請した場合、会議に出席し、上部団体からの連絡調整と意見を述べ、全ての権限を有する。又、東コミ運営委員として、正副部長は、各会議に出席する。</td></tr>
</table>

*欠員が出た場合は、補充するものとし、その任期は、残任期間とする。

第 3 章　会　　議

（会　　議）

第9条　　会議は次表のとおりとする。定足数:3項は構成員3分の2以上、4項は2分の1以上の出席（委任状含む）により成立し、それぞれ過半数の賛成で決する。

会議名	会　議　内　容	会 議 出 席 者
1.　執行部会 兼 （予算委員会）	各会議の議題等の打合せ等 （専門部予算の折衝にあたる。）	区長、（館長）、副区長、会計,他 （該当者:正副部長）
2.　役 員 会	執行部会で決定した会議内容を検討する（ *規約で規程した事項については役員会で決定し、又必要な場合は運営委員会に諮る。）	執行部、各部長*必要な場合相談役、監査役、民生児童委員、少年補導員（*各部長が不都合の場合導員（＊各部長が不都合の場合は副部長又は部の中から代理を立てるものとする。）他必要な人。
3.　運営委員会	総会案の審議、区、公民館運営に関する事項、各種行事の役割分担等の周知徹底と協力要請、その他について。	役員、役員以外の隣組長、相談役、監査役、各専門副部長、民生児童委員、少年補導員ほか
4.　総　会 （定期・臨時）	前年度行事、決算報告及び次年度行事計画及び予算、その他の承認、又必要な場合は臨時総会を開催することができる。	新組長が出席するものとする。 不都合の場合は組の代理人が 出席するものとする。 (他の組員は組長に委任状を託す。)
5.　審議評議委員会	区、公民館に関する問題に対して、諮問された事項を建議し、答申する。	区民、又は役員の中から役員会の承認を得て、区長名で審議評議員（必要数）を任命する。
6. *東コミ会議等	東コミ各種行事について。	東コミ運営委員

（招　　集）

第10条　　各会議の招集は、区長（館長）名で、遅くとも3日前までに、文書又は電話で連絡する

（*東コミの会議については、東コミ事務局から連絡される。）

第 4 章　運営及び運営費等

（運　　営）

第11条　　第3条4項の公民館活動は以下の専門部、サークルの活発な運営が望まれる。

(1)専門部:体育部、文化部、女性部、福祉部、文庫部、子ども育成部、及び食改善部、シニアクラブ(高齢者)とする。

(2)サークル:5名以上で活動する公民館長より承認された団体

（運 営 費）

第12条　　本区の経費及び公民館活動(サークル含む)に必要な経費は、市の各種助成金、区費等及び寄付金等をもって充てる。

（各部助成金）

第13条　　各部は次年度予算について、新年度助成金申請書(別紙様式—1)を提出、執行部は予算委員会にかけ、役員会を経て総会で決定される。その後請求書(別紙用紙—2)により請求する。

（区 費 等）

第14条　　本区の区費等の金額は、役員会に諮り承認を得、総会で決定する。その金額は年度毎の、総会資料の別表に示し添付する。

2. 本区内に宅地及び宅地とみなすものを所有する区外者から、区外区費を徴収することができる。但し、徴収時期及び金額は、役員会で検討し、総会で決定された年からとする。

（手当及び報酬等）

第15条　　1. 本区の役員等の手当は、役員会に諮り承認を得、総会で決定する。役職毎の金額等は、年度毎の総会資料の別表に示し添付する。

2. 公民館事務員の労働条件及び報酬等は事務員服務管理規定による。

第 5 章　　会計及び監査

（事業年度）

第16条　　本区の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

（予　　算）

第17条　　本区の予算は、総会の承認を得なければならない。

2. 定期総会までの予算が成立しない時期において区長（館長）は、通常の業務を執行するに必要な金額に限り支出するものとする。但し、特別の支出について役員会の承認を受けなければならない。

（資金の管理）

第18条　　運営費は、預金、その他最も安全かつ有利な方法で運用するものとする。

（監　　査）

第19条　　監査は年2回（10月、3月）に監査役が実施し、総会において監査報告をしなければならない。

第 6 章　　附　　則

（規約の改正）

第20条　　規約の改正事項が発生した場合は、区長が審議評議委員会を招集し、諮問する。答申を受け役員会に諮り、次期総会まで試行するか、必要があれば臨時総会を開催し承認を得て、これを決定する。

（試　　行）

第21条　　急を要しない場合は次回総会までの期間、役員会に諮り、試行する。

（施　　行）

第22条　　この規約は、平成5年4月1日より施行する。

一部改正：　平成11年4月
一部改正：　平成13年4月14日（試行：平成12年6月～平成13年4月）
一部改正：　平成23年4月9日
一部改正：　平成24年4月7日
一部改正：　平成27年4月4日（役員手当及び報酬の一部改正）
一部改正：　平成28年4月9日（公民館事務員の労働契約など）
一部改正：　平成29年4月8日（役員手当及び事務員手当の一部改正）
一部改正：　平成31年4月6日（役員手当及び事務員手当の一部改正）
一部改正：　令和3年4月3日（役員手当一部改正）
一部改正：　令和6年4月2日（役員手当及び組長手当改正）
一部改正：　令和7年4月1日（役員会議の出席者改正）
一部改正：　令和8年4月18日（役員等の任期及び総会の出席者の一部改正）
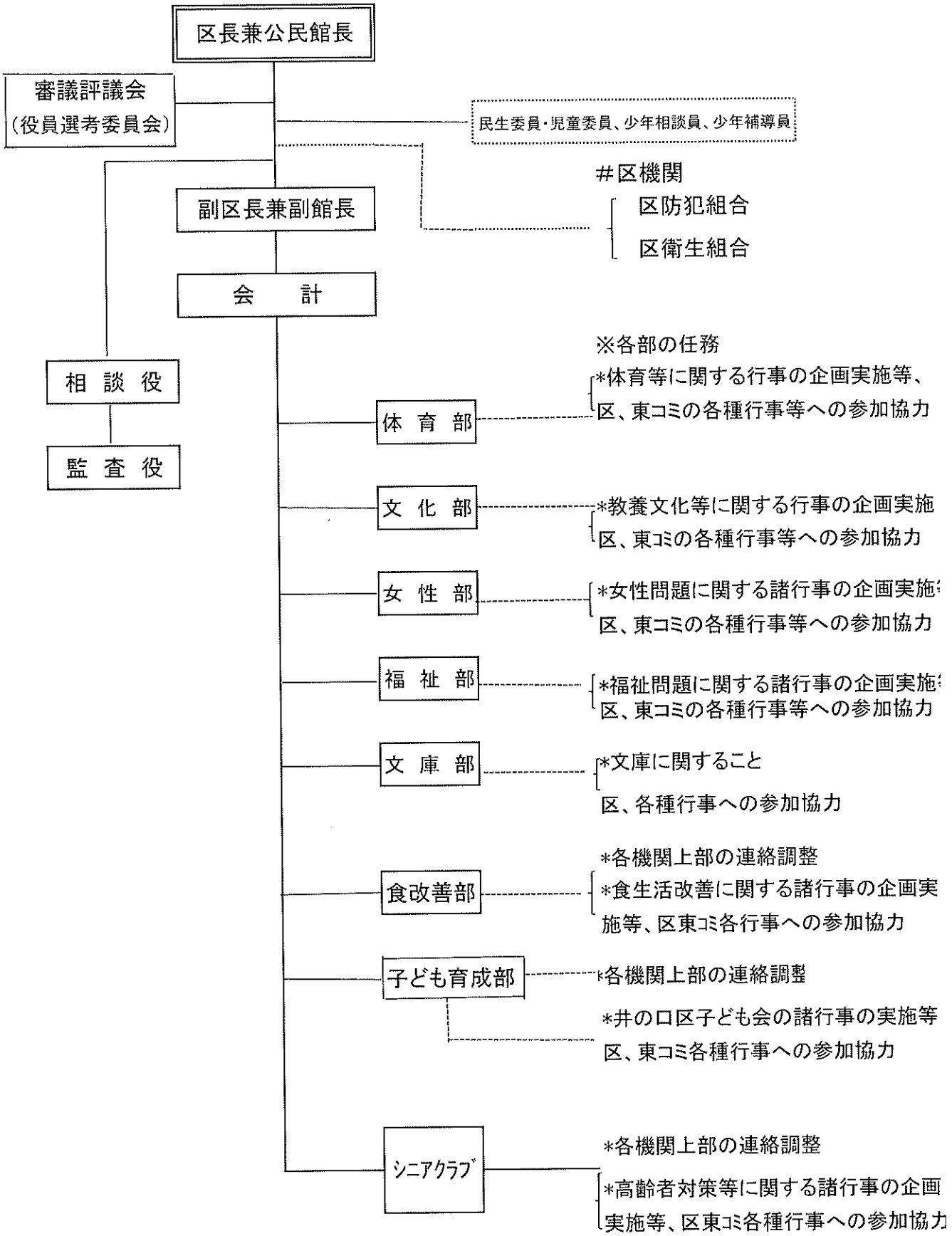
区組織図(*各部の任務)　　(1表)